

# 広報 おたる 6

JUN. 2020  
令和2年6月号

小樽市



まちの写真館  
スマイル



- 1 4月20日、小樽市ふるさとまちづくり協働事業の選考会を行い、応募のあった10団体が計画しているまちづくり事業について説明しました。5月14日、選考会の審査結果を踏まえ、助成対象事業を決定しました。
- 2 5月1日、株式会社小田組の地域ボランティアにより、桂岡小学校で土砂の入れ替え工事が行われました。これにより、グラウンドの水はけが悪くぬかるんでいた部分や、砂場がきれいになりました。
- 3 5月11日から5月15日まで、市役所別館1階渡り廊下で第22回小樽雪あかりの路「愛のフォトコンテスト」入賞作品展示会を行いました。通りがかった皆さんは、展示されている素敵な写真に足を止めて見入っていました。
- 4 5月14日、小樽市公設青果地方卸売市場で小樽産のイチゴ「けんたろっ」の初競りが行われました。会場では競り人の威勢の良い掛け声で競りが始まり、今年初めての小樽産イチゴが次々と競り落とされていきました。

「広報おたる」に掲載したあなたの写真を差し上げます。ご希望の方はお申し出ください。



住吉神社150年祭で鳥居の渡り初めを執り行う権禰宜(ごんねぎ)。副参道の社務所から手水舎にかけて、真新しい33基の鳥居が並びました。

- 02 特別定額給付金のお知らせ
- 03 飲食店の店舗家賃の一部を補助します
- 04 暮らしのお悩み「たるさぼ」へご相談ください
- 06 新たな緊急通報システム Net119が始まります
- 07 傷病手当金制度が始まりました

- 07 令和2年度小樽市創業支援補助金のご案内
- 07 平成31年度小樽市情報公開・個人情報保護制度の運用状況
- 08 情報パレット
- 16 まちの写真館スマイル

※6月号は全16ページです

**広報おたる** (毎月1日発行)  
 発行・編集／小樽市総務部広報広聴課  
 ☎4111内線223・224、FAX4331  
 ✉koho@city.otaru.lg.jp  
 ※新聞未購読世帯に無料で配送しますので、ご希望の方はお知らせください。

**●広報番組**  
 テレビ○小樽フラッシュニュース(S-TV)  
 毎週土曜日：午前10時25分  
 ラジオ○小樽市民ニュース(FMおたる/76.3MHz)  
 月～金曜日：午前9時40分ごろ  
 土・日曜日：午前9時54分ごろ  
 ○明日へ向かってスクラムトライ！(同)  
 第1・3月曜日：午後2時  
 放送翌々日の水曜日：午後7時(再放送)  
 ※FMおたるホームページからも聴くことができます。

**●小樽市役所**(執務時間：午前9時～午後5時20分)  
 〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号  
 ☎代表0134@4111  
 住民基本台帳人口(令和2年4月30日現在)  
 人 口 11万3720人(男5万1291人・女6万2429人)  
 うち外国人718人  
 世帯数 6万3098世帯

小樽市役所  
ホームページ



**●当番病院のご案内**  
 テレホンサービス(録音による案内)  
 小樽市夜間急病センター☎4618  
 土曜日：午前7時～午後2時  
 日曜日、祝日：午前9時～午後6時  
 ※医療相談は行っていません。  
 ※小樽市医師会ホームページでも確認できます。

**●防災関係の連絡先**  
 小樽市消防本部 ☎9137  
 小樽市水道局 ☎8111  
 小樽警察署 ☎0110  
 北海道電力(株)小樽支店☎1111  
 北海道ガス(株)小樽支店☎1511

# 飲食店の店舗家賃の一部を補助します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの事業者が影響を受けており、資金繰りが悪化しています。市では事業継続への意欲の喚起と、地域や暮らしを守るため、目先の資金繰りの一助として飲食店を対象に固定費である家賃の支払いを支援します。◆詳細 産業振興課 ☎④4111内線263、FAX③7432

補助額 令和2年5月分と6月分の店舗家賃の2分の1(上限10万円)

申請締め切り 令和2年6月30日(火)

**通年で週5日以上営業している**  
※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に休業している場合でも対象となります。

**食品衛生法による営業許可(飲食店営業、喫茶店営業に限る)を受けている**  
※同一店舗内で飲食と小売り等を併設しているときは、店舗内の半分以上を飲食部分が占めている場合に対象となります。  
※持ち帰り専門店を対象外です。  
◆対象となる飲食店の例示  
食堂、レストラン、専門料理店(日本料理、中華料理、焼肉店など)、そば・うどん店、ラーメン店、すし店、居酒屋、バー、スナック、喫茶店など

**新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月から5月までのいずれかの月の売上げが前年同月比\*で40%以上減少した**  
※開業後2カ月経過していれば対象となります。その場合は、開業から現在までの任意の2カ月の平均と比較します。

**店舗の賃貸借契約を交わしており、令和2年5月分と6月分の店舗家賃を支払わなければならない**

左記すべてに該当する事業者は対象となります

- 申請書を取得し、必要事項を記入する  
 プリンターをお持ちの方  
 ホームページ※からダウンロードしてください  
 ※「小樽 飲食店補助金」で検索  
 お持ちではない方  
 郵送しますので、産業振興課へご連絡ください
- 添付書類を用意する  
 ○営業許可証の写し  
 ○令和2年3月から5月までのいずれかの月と、前年同月の売上げがわかる帳簿や試算表などの書類の写し  
 ○店舗の賃貸借契約書と直近に支払った家賃の領収書の写し  
 ※家賃の領収書の写しがない場合は、振込時の取引明細書の写しや送金が確認できる部分の通帳の写し  
 ○補助金の振込先の口座名義(カナ)、口座番号、金融機関名を確認できる部分の通帳の写し
- 6月30日(火)までに郵送またはメールで提出する  
 メールで提出する場合は、申請書と添付書類をPDFファイルまたは鮮明な写真データにしてメールに添付してください。  
 提出先 〒047-8660小樽市花園2丁目12番1号  
 小樽市産業港湾部産業振興課  
 ☒sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp
- 交付決定兼確定通知書または不承認通知書が届きます  
 交付決定された場合は、申請から10日から14日程度で指定口座へ振り込まれます

## 今後の支援事業

雇用の維持と事業の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、次の支援事業を実施します。なお、申請の要件や申請方法、申請締め切りなどは、ホームページなどのほか、本誌7月号でもお知らせする予定です。

### 小売業等の事業者

売上げが30%以上減少している卸・小売業、飲食業、生活関連サービス業の事業者への支援

1事業者当たり10万円

◆詳細 商業労政課 ☎④4111 内線262、FAX③7432

### 宿泊業の事業者

売上げが30%以上減少しているホテル、旅館、簡易宿所等への支援

業態や規模に応じた額(お問い合わせください)

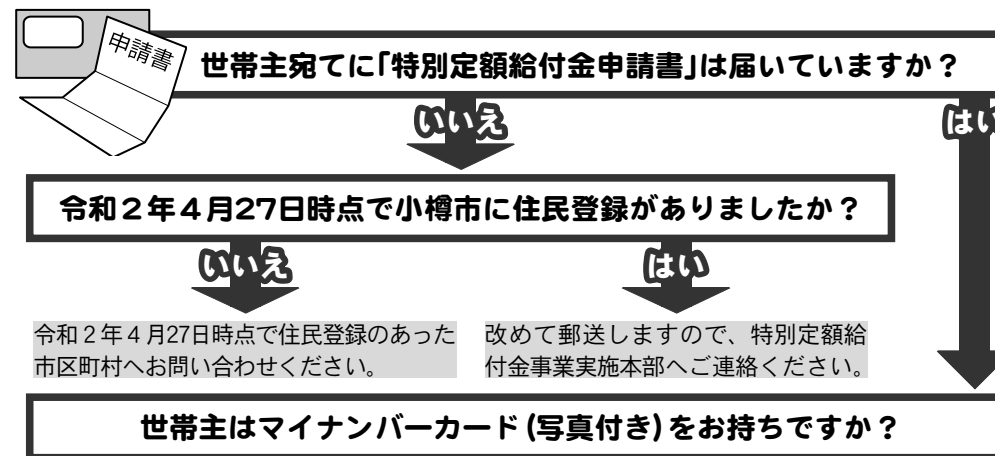
◆詳細 観光振興室 ☎④4111 内線450、FAX②8600

### 雇用調整助成金を申請する事業者

社会保険労務士などに申請書類の作成を依頼する際に必要となる手数料分を補助

1事業者当たり上限20万円

◆詳細 商業労政課 ☎④4111 内線262、FAX③7432



マイナンバーカードの取得には1カ月程度要しますので、マイナンバーカードをお持ちではない方は郵送で申請してください。

**オンライン申請ができます**  
 マイナンバーカードをお持ちでない世帯員の分も申請できます  
 パソコンまたはスマートフォン(対応機種)から「マイナポータル」へアクセスして申請してください。  
**申請に必要なもの**  
 ○世帯主のマイナンバーカード  
 ○通帳等の振込先口座が確認できる画像データ  
 ○カードリーダー(パソコンから申請する場合のみ)  
 ※マイナンバーカードの暗証番号を失念した方は、市役所で「3つの密」を避けるため、郵送で申請してください。



### 郵送での申請となります

次の書類を同封の返信用封筒に入れて返送してください。  
 ※①の裏面に②と③を貼り付けてください。

#### ①必要事項を記入した「特別定額給付金申請書」

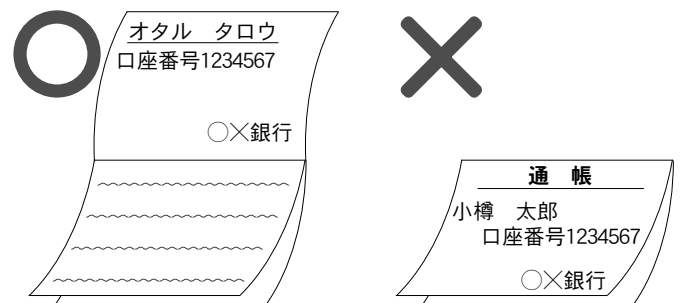
#### ②申請者(世帯主)の本人確認書類のコピー

- 次の中から1点
- 運転免許証
  - マイナンバーカード(写真付き)
  - 健康保険証
  - 住民基本台帳カード(写真付き)
  - 年金手帳
  - 後期高齢者医療被保険者証
  - 旅券(パスポート)
  - 介護保険被保険者証
  - 身体障害者手帳
  - など

※マイナンバーの通知カードは使用できません。  
 ※代理申請(受給)を行う場合は、申請者の他に代理人の本人確認書類のコピーなども必要です。

#### ③振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー

通帳のコピーは、口座名義(カナ)・口座番号・金融機関名が書かれたページをコピーしてください。

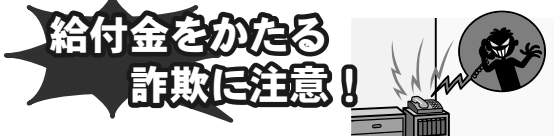


国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人につき10万円の「特別定額給付金」を給付します。  
 ◆詳細 特別定額給付金事業実施本部 ☎④4111内線640

# 特別定額給付金のお知らせ

**【申請期限】**  
**令和2年8月25日(火)まで**  
 (当日消印有効)

※期限を過ぎると給付できなくなりますので、希望する方は必ず期限内に申請してください。  
 ※審査の結果、給付決定通知書または不給付決定通知書を送付します。給付決定通知書が届いた場合は、指定の口座に入金されます。申請書を受領してから入金されるまでに1カ月程度要する場合があります。



申請内容に不明な点があった場合、市から申請者に問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振り込みを求めることは絶対ありません。



## 新型コロナウイルス感染症に対応した国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金制度が始まりました

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者である労働者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのため仕事を休み、その間給与等が受け取れない場合、次のとおり傷病手当金の支給を受けることができます。

- ▶対象者 次のすべてに該当する方  
 ①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者  
 ②事業所等に雇用されている方（個人事業主などは対象外）  
 ③新型コロナウイルス感染症に感染した方または感染が疑われる方  
 ④勤務できない期間の給与の全部または一部を受給できない方
- ▶支給対象期間 勤務できなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務できない期間（下の例を参照）。ただし、有給休暇などの給与の全部または傷病手当金を超える給与の一部を受給できる期間は支給対象外です



- ▶支給額 直近3カ月間の平均給与日額の3分の2×日数（1日当たり3万887円が上限）
- ▶適用期間 2年1月1日～9月30日（入院が継続する場合は最長1年6カ月まで）
- ▶申請 申請には、世帯主・被保険者が記入する申請書のほか、医療機関（帰国者・接触者外来を受診した場合）・事業主が記入する書類が必要です。申請書はホームページから入手できるほか、郵送などでお渡すことができます。その他要件がありますので、申請の前に必ずお問い合わせください。

◆詳細 国民健康保険は、国保年金課 ☎4111内線289、☎4111内線312、☎0120、後期高齢者医療制度は、後期高齢・福祉医療課 ☎4111内線312、☎0120



市内で新たに創業する方を応援！

## 令和2年度小樽市創業支援補助金のご案内

市内で新たに創業する方に、事務所・店舗等（事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点）の家賃や内外装工事費を補助する制度についてお知らせします。



### ○補助対象事業と補助内容等

補助対象事業	内容	補助率	補助限度額
事務所等家賃補助	創業後の事務所・店舗等の賃借料を補助します	2分の1	補助期間は賃借料の支払6カ月分まで、限度額は月額5万円
内外装工事費補助	創業に当たり事務所・店舗等の内外装工事費を補助します（工事は市内業者に限定）	2分の1	限度額は50万円 ※中心4商店街は150万円
商店街等店舗家賃補助	創業後の商店街等店舗の賃借料を補助します	3分の2	補助期間は賃借料の支払12カ月分まで、限度額は月額5万円

※中心4商店街…都通り商店街、サンモール一番街商店街、花園銀座商店街、都通り梁川商店街

### ○補助対象者の主な要件

- 対象となる方は、市内に事務所等を設置し、新規創業から1年以内に申請する方で次の要件を満たす方です。
- ・本市創業支援計画に基づく認定特定創業支援事業による支援またはそれと同程度であると市長が認める支援を受けていること
  - ・中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外）を行うための創業であること
  - ・許認可等を必要とする業種の創業にあっては、当該許認可等を受けること
  - ・創業の日に、代表者となる方が市内に住所を有していること等
  - ・代表者となる方が市税を滞納していないこと
  - ・市内金融機関（北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫および日本政策金融公庫）の融資を利用すること
- ※国や道等の創業に対する補助制度を利用する方のうち、補助対象事業と重複した補助を受ける方は対象外です。
- ◎申請方法など詳しくは産業振興課へお問い合わせください。  
 ◆詳細 産業振興課 ☎4111内線263、☎37432

## 平成31年度小樽市情報公開・個人情報保護制度の運用状況

市では公正で開かれた市政を目指し、「小樽市情報公開条例」「小樽市個人情報保護条例」に基づいて公文書や個人情報の開示を行っています。平成31年度（令和元年度）の運用状況についてお知らせします。

平成31年度の公文書の開示請求は165件、個人情報の開示請求は9件でした。各制度の運用状況は、右の表のとおりです。  
 また、市政資料などによる情報提供は455件ありました。  
 ◆詳細 総務部総務課情報公開担当 ☎4111内線421、☎1487

区分	開示請求件数	開示決定等の内訳				取り下げ
		全部	一部	不開示	不存在	
公文書	165件(※)	59件	102件	0件	2件	0件
個人情報	9件	5件	4件	0件	0件	0件

※このうち平成31年度に請求があり、令和2年度の処理となったものが2件あります。

## Net119の利用方法



これまで、聴覚・言語機能障害をお持ちの方が119番通報をすることは、近くの方に通報をお願いした

「Net119緊急通報」とは、音声による通報が困難な聴覚・言語機能障害をお持ちの方が、携帯電話やスマートフォン、タブレットなどの画面を操作して、消防本部へ通報できるシステムです。

「Net119緊急通報」を利用するには事前登録が必要です。メール119に登録されている方

市消防本部では、7月1日から新たな119番通報の手段として「Net119緊急通報」を開始します。

「Net119緊急通報」を利用するに、事前に登録したメールアドレスから市消防本部へ通報する「メール119」を利用したりする方法はありませんでしたが、この「Net119緊急通報」を利用することにより、メール119へ登録していない場所であっても、消防本部へ位置情報を早く正確に知らせることができ、また、対応地域内であれば、全国どこでも119番通報できるようにになります。

「Net119緊急通報」の申し込みに関するメールを送信していますので、登録を希望する方は、受信メールを確認の上、登録手続きを行ってください。新規に登録を希望する方は、市消防本部

には5月下旬に「Net119緊急通報」の申し込みに関するメールを送信していますので、登録を希望する方は、受信メールを確認の上、登録手続きを行ってください。新規に登録を希望する方は、市消防本部

実際に利用する際は、スマートフォンなどから、通報用のウェブサイトにアクセスし、画面の表示に従って、「火事」または「救急」を選択後、現在の位置を選択してください（左の図を参照）。このとき、スマートフォンなどのGPS機能を活用して通報場所の位置情報が消防本部へ通知されますので、GPS機能の有効となっているか、事前に設定をご確認ください。

通報を受けた消防本部は、通報者の位置情報を把握するとともに、テキストチャットで通報者に詳細を確認し、消防隊または救急隊を出动させることとなります。

◆お問い合わせは、消防本部警防課 指令係 ☎9137、☎25345 へどうぞ。

音声による通報が困難な聴覚・言語機能障害をお持ちの方を対象にした新たな119番通報システムが7月1日から始まりますので、その利用方法などについてお知らせします。



# 新たな緊急通報システム Net119が始まります